

「住みたくなるまち日本一」を目指して

富谷市記者発表資料

平成29年2月28日

保健福祉部地域福祉課 ⑤

担当：二階堂

連絡先：022-358-3294

内線：195

平成28年度富谷市障害者差別解消法職員研修会の実施について

平成28年4月1日より、「障害者差別解消法」が施行され、本市でも「障害を理由とする差別の解消の推進に関する富谷市職員対応要領」を定めております。

市職員として本研修会において障害者差別解消法について、また今年度は聴覚障がい者の障がいの特性や具体的な対応方法を学ぶため差別解消法職員研修会を実施いたします。

記

1. 日 時 平成29年3月22日（水）午後2時～午後4時
2. 場 所 富谷市役所3階 会議室
（富谷市富谷坂松田30番地 電話 022-358-3294）
3. 主 催 富谷市
4. 内 容 「① 障害者差別解消法について」
「② 聴覚障害についての基本的な知識及びワンポイント手話」
5. 対 象 富谷市職員 100名程度
6. 講 師 みみサポみやぎ

【差別解消法職員研修について】

平成28年4月1日より、「障害者差別解消法」が施行され、障がいのある人への差別解消に向けた取り組みをこれまで以上に進めていく必要があります。

本市でも「障害を理由とする差別の解消の推進に関する富谷市職員対応要領」を定めており、市職員として本研修会において障害者差別解消法について、またそれぞれの障がいの特性や具体的な対応方法を学び合い、お互いを尊重し合いながら、誰もが安心して暮らせる、住みたくなるまち日本一を目指していくための一途としていきます。

初年度とは、差別解消法の概要についてと聴覚障がい者への理解と接し方やコミュニケーションのポイントについて学びます。

① 講師について

一般社団法人 宮城県聴覚障害者福祉会

宮城県聴覚障害者情報センター（愛称：みみサポみやぎ）

相談員 田脇博子氏

宮城県仙台市青葉区本町3丁目1-6 宮城県本町第3分庁舎1階

③みみさぼ宮城での事業内容

1. 聴覚障害に関するさまざまな情報提供
2. 啓発や交流・社会参加の中核的拠点として、聴覚障害者と地域とのつながりづくり
3. 聴覚障害に関する総合的・専門的な相談事業
4. 手話通訳者や要約筆記者の養成・研修・派遣
5. 災害時における支援活動の拠点としての機能

④今回の研修での到達目標

- ・障害者差別解消法について知る
- ・聴覚障害者の特性や困り感について学ぶことが出来る
- ・聴覚障害者とのコミュニケーションについて工夫できる。

- ⑤. 予算 手話通訳者 報償費（3000円/時間×2時間×2人）
交通費 費用弁償（1500円×2人）